

再保険用語集(は行)

※生命再保険に特化している用語については(生)、監督・規制・リスク管理等に特化している用語については(経)と表示しています。

※同じ用語でも、損害再保険・生命再保険で用語の意味・用法等が異なる場合には、損害再保険・生命再保険各々の分野での解説を、(損)・(生)と区別して表示しています。

用語名	英文名	解説
バリエブルQ/S特約	Variable Quota Share Treaty	出再者の保有割合と特約への出再割合が対象契約の内容・金額等に応じて変動する形態のプロポーショナル特約。
VaR	Value at Risk	(経)ある一定の信頼水準の下で発生する最大の損失額を表す指標。
パレート・レーティング	Pareto Rating	ELCのレーティング手法の一つ。過去相当期間に発生した中小規模損害のロス・データを基に、当該ELCにおよぶ損害をパレート分布の考え方を用いて推定することで料率算出を行う手法。
ハード・マーケット	Hard Market	マーケット・サイクルを参照。
バーニング・コスト法	Burning Cost	ELCのレーティング手法の一つ。当該ELCの過去の一定期間における再保険金回収額を、その期間中の総正味収入保険料で除した純危険保険料率に、一定の割り増しを加味して、再保険料率を求める方法。 →関連:安全割増(ローディング) →関連:総正味収入保険料(GNPI)
Per Person ELC	Per Person ELC	傷害、労災、生命、医療などの人保険分野において、一被保険者に対する出再者の損害額が予め約定した金額を超過した場合、受再者が一定の限度額までの損害をてん補するELC。
引受シェア(リトン・ライン)	Written Line	出再者からオファー・スリップおよび更改資料を受領した受再者が、提示された特約条件が合意できる内容であると判断した場合に、出再者に通知する引受希望シェア。
引受年度	Underwriting Year(U/W Year)	特約再保険およびそれに出再される保険契約の始期日が属する年度。
引受能力(キャパシティ)	Capacity	キャパシティを参照。
被再々保険者	Retrocedant	再々保険を出再する者。 →関連:再々保険 →関連:再々保険者

用語名	英文名	解説
被再保険者	Reassured / Reinsured	出再者(被再保険者)を参照。
ヒストリカル・シナリオ	Historical Scenario	(経)シナリオ分析やストレステスト等において用いられる、過去の主な危険のケースや最大損失事例を基礎とするシナリオ。
非伝統的再保険	Non-Traditional Reinsurance	担保付再保険、Cat Bond, Insurance Linked Securities、サイドカー、第三者資本や投資家による再保険の直接引受などの代替的リスク移転手段の総称として用いられるが明確な定義はない。 →関連: 伝統的再保険 →関連: 財務再保険(金融再保険)
比例再保険特約(Q/S特約)	Quota Share Treaty	Q/S特約(比例再保険特約)を参照。
比例・超過額コンバインド再保険特約(Q/S & サープラス特約)	Quota Share and Surplus Treaty	Q/S & サープラス特約(比例・超過額コンバインド再保険特約)を参照。
ビルト・イン・ELC	Built-in ELC	プロポーショナル再保険の出再者が、専ら受再者のために再保険特約に組み込んで設定するELC。出再者自身の保有部分をプロテクトしない点で共通勘定ELCと異なる。 →関連: 共通勘定プロテクション
非割合再保険	Non Proportional Reinsurance	ノン・プロポーショナル再保険(非割合再保険)を参照。
ファイナイト・リスク保険	Finite Risk Insurance	代替的リスク移転(ART)の一つで、伝統的な保険商品と異なりリスクの移転が限定的な保険プログラムの総称。 →関連: 代替的リスク移転
ファースト・ロス・カバー	First Loss Cover	1事故により出再者に生じた損害のうち、あらかじめ取り決められた一定の金額までの部分の損害(これをファースト・ロスと呼ぶ)の一定割合を再保険金として出再者に支払う責任を負う形態のノン・プロポーショナル再保険。
フォロワー	Follower	(再)保険契約におけるリーダー以外の受再者。 →関連: リーダー(リーディング・アンダーライター)
フォロー・ザ・フォーチュン	Follow the Fortunes	受再者が引受けた責任の範囲内において、出再者と運命を共にするという再保険上の慣行。

用語名	英文名	解説
復元	Reinstatement	ELCにおいて、特約期間中に再保険金の回収があった場合、その回収と同時に縮小あるいは消滅したてん補責任を復活させること。
復元追徴再保険料	Reinstatement Additional Premium	ELCにおいて復元を設定していた場合に、再保険金回収時に発生する復元に伴い、出再者より受再者に対し支払われる追加の再保険料。 →関連: 復元
付帯覚書	Schedule	再保険特約書に付帯して締結される契約書。更改の都度変更が生じることの多い再保険条件が記載され、変更の都度追加される。 →関連: 再保険特約書(ワーディング)
フラット方式(定額方式)	Flat Premium	ELCの再保険料の取決め方として、再保険料を金額で固定する方式。 →関連: フラット・レート方式再保険料(定率方式)
フラット・レート方式再保険料(定率方式)	Flat Rate	ELCの再保険料の取決め方として、特約期間中のエクスポージャーの増減を示す指標に対して、再保険料率を乗じて再保険料を求める方式。一般的な指標としてGross Net Premium Income (総正味収入保険料)が用いられる。 →関連: 総正味収入保険料(GNPI)
プレミアム・ポートフォリオ	Premium Portfolio	ポートフォリオ・トランスファーを参照。
プレミアム・ポートフォリオ・ウィズドローワル	Premium Portfolio Withdrawal、Prem. P/F Wda.	クリーン・カット特約において、前年度契約の受再者が未経過保険料を返戻すること。
プレミアム・ポートフォリオ・エントリー	Premium Portfolio Entry、Prem. P/F Ent.	クリーン・カット特約において、次年度契約の受再者が未経過保険料を受領すること。
プレミアム・リザーブ	Premium Reserve	出再者が未経過部分に相当する出再保険料の決済を留保し、一定期間後に決済する金額またはその条件。実務上は主に特約再保険において用いられる。
プレースメント	Placement	(再)保険者または(再)保険ブローカーが、(再)保険契約の引受手を探し、(再)保険付保の手配を行うこと。

用語名	英文名	解説
プロテクション	Protection	再保険におけるプロテクションとは、ノン・プロポーショナル再保険による出再のことであり、大口事故の発生時に生じる巨額な保険金支払いによる大幅な成績悪化を抑制するためのものである。
プロポーショナル再保険(割合再保険)	Proportional Reinsurance	出再者と受再者の負う保険責任が、保険金額(Amount)をベースとして取り決められる再保険形態。本形態においては、再保険料、再保険金ともに、出再者の保有額と受再者の引受額に割合に応じて按分される。プロ・ラタ(Pro-rata)ともいう。 →関連: ノン・プロポーショナル再保険(非割合再保険)
プロ・ラタ	Pro-rata	プロポーショナル再保険(割合再保険)を参照。
フロム・ザ・グラウンド・アップ・リミット	From the Ground Up Limit(F.G.U. Limit)	ELCにおいて、出再者の責任負担部分である損害保有額と、受再者の責任負担部分であるてん補限度額の合計額のこと。 →関連: 損害保有額 →関連: てん補限度額
フロンティング	Fronting	保険会社(フロンティング会社)が他の保険会社の要請により保険証券を発行し、引受けたリスクのほとんどまたは全部を他の保険会社に出再する引受形態。通常、保険会社が引受免許を持たない国・地域において、現地の保険会社(フロンティング会社)を通じて実質的に引受を行う場合に用いられる。
ブローカー	Broker	再保険ブローカーを参照。
ブローカー・マーケット	Broker Market / Brokerage Market	主に再保険ブローカーを通じて再保険を引き受ける受再者の総称。 →関連: ダイレクト・マーケット(取引)
ブーケ特約(包括再保険特約)	Bouquet Treaties	同一の出再者が複数の特約を一括してオファーする出再形態。
ヘルド・カバード(カバー・ホールド)	Held Covered(Cover Hold)	カバー・ホールドを参照。

用語名	英文名	解説
ベイズ・モデル	Bayesian Model	(経) 損害額など未知の値をとる変数が従うモデルを推定する際に、それがあらかじめ従うモデル(事前分布)を予測し、それと実際の観測結果に基づいて真の分布を推定する(事後分布を求める)ことをベイズ推定という。ベイズ推定の際に用いられるモデルのことをベイズ・モデルという。
ペイバック・イヤー	Payback Year	受再者が特定のELCにおいて、全損事故が発生すると予想した年数(何年に1度全損事故が発生するか予想した年数)のこと。特定のELCにおいて、1事故でん補限度額を再保険料で除した数値(当該再保険料を何年間積み上げれば、てん補限度額と同額になるかを表す年数)をペイバック・イヤー(Payback Years)と呼ぶこともある。
包括再保険契約(ブーケ特約)	Bouquet Treaties	ブーケ特約(包括再保険特約)を参照。 【参考】日本における初めての本格的な包括特約再保険は、1899(明治32)年に東京海上社とロンドン・マーケットの受再者との間で設定された貨物保険の包括再保険契約とされる。
包括利益	Comprehensive Income	(経) 当期純利益にその他包括利益を加えたもの。当期純利益には計上されない為替換算による変動、有価証券の評価差額、金融派生商品損益などが含まれる。
保険基本原則	Insurance Core Principles	(経) 保険業界の財務健全性を促進し、保険契約者を適切に保護するために、保険監督制度としてあるべき重要な基本原則を示したIAISによる文書。
保険監督者国際機構	International Association of Insurance Supervisors(IAIS)	(経) 保険監督者間の協調促進や国際保険監督基準の策定などを主な目的とした国際組織。各国・地域の保険監督者がメンバーとして参加している。1994年発足。
保険デリバティブ	Insurance Derivatives	代替的リスク移転(ART)の一つで、(再)保険関連リスクに関わる指標により決められた条件を、(再)保険金支払の発生事由とする手法。代表的なものに天候デリバティブが挙げられる。 →関連: 代替的リスク移転
保険引受リスク	Insurance Underwriting Risk	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスク。
保険料積立金(責任準備金)	Premium Reserve	(生) 生命保険では、養老保険のように満期の生存保障があることに起因して、あるいは、死亡率が加齢とともに上昇するのに対し元受保険料を均等に徴収することに起因して、契約前半の保険料の一部を責任準備金(保険料積立金)として積立てる必要がある。

用語名	英文名	解説
保険リンク証券	Insurance-Linked Securities	<p>保険関連リスクを証券化することで、金融資本市場の投資家へリスク移転を図る金融商品。大規模な自然災害をトリガーとすることが多く、その場合キャタストロフィー・ボンドと呼ばれる。</p> <p>→関連: キャタストロフィー・ボンド(キャット・ボンド)</p>
保有(する)	Retention (Retain)	<p>保険者が引き受けた契約の責任額のうち一部もしくは全部を自らが責任負担すること、または責任を負担する部分。</p>
保有(限度)額	(Max) Retention	<p>保険者の引受契約について、自己の責任として留保する1危険あたりの責任(限度)額。</p>
保有損害額	Underlying Retention	<p>ノン・プロポーショナル再保険において、出再者が保有するとあらかじめ取り決めた保険金の額。</p> <p>→関連: 損害保有額</p>
保有テーブル	Retention Table	<p>リスク別に取り決めた保有額の一覧表。</p>
ポリシー・イヤー・ベース	Policy Year Basis	<p>ELCの中で、プロポーショナル特約のように、特約期間内に契約始期のある原契約について発生した損害を損害発生の時期にかかわらず担保する形態のもの。または、損害率の中で、特定年度に引き受けを行った契約に係る損害額を当該年度に引き受けを行った契約に係る保険料で割って算出したもの。リスクアタッチングベースともいう。</p>
ボルドロ	Bordereaux	<p>再保険契約に出再された原契約の内容や事故内容を詳細に記載した報告書。</p>
ポートフォリオ	Portfolio	<p>再保険特約を構成する契約集団。</p>
ポートフォリオ・トランスファー	Portfolio Transfer	<p>クリーン・カット方式の特約再保険において、受再者の未経過責任と未払再保険金責任を、翌年度の受再者に移転すること。特約の期末において、受再者の未経過責任である未経過再保険料(プレミアム・ポートフォリオ)を出再者に返戻することをプレミアム・ポートフォリオ・ウィズドローワルといい、翌年度の受再者が特約の期初において、前年度の特約上の未経過責任を引き継ぐため、出再者よりその未経過再保険料を受領することをプレミアム・ポートフォリオ・エントリーという。</p> <p>一方、特約の期末において、出再者に対して受再者が未払再保険金相当額(ロス・ポートフォリオ)を支払うことをロス・ポートフォリオ・ウィズドローワルといい、翌年度の受再者が特約の期初において、前年度の特約上の未払再保険金支払責任を引き継ぐため、出再者よりその未払再保険金相当額を受領することをロス・ポートフォリオ・エントリーという。</p> <p>→関連: クリーン・カット方式</p>